

校則改訂の流れ

1 本校の校則の考え方

校則は、スクールポリシーを実現する過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律であること。

2 校則改訂に関する組織

組織名	校則検討委員会
主幹分掌	生徒指導部
構成員	校長、教頭、生徒指導主事、教員、生徒 ※1、保護者 ※2
	※1 生徒代表選出方法 各学年より2名程度選出
	※2 保護者代表選出方法 PTA委員より6名程度選出

3 校則改訂の流れ

校則については、毎年見直す機会を設け、生徒・保護者・職員から意見を集約した上で協議し、校則の改定を行う。校則の改定に関する審議は原則、年度内で結論をまとめる。

改定の手順は以下のとおりとする。

- (1) 校則の改定（追加・改正・廃止）について、意見を取りまとめ、発議する。
- (2) 校則検討委員会にて審議・検討をする。
- (3) 職員会議、PTA委員会、生徒議会等において原案の報告、意見の集約を行う。
- (4) 校則検討委員会にて審議・検討・決議する。
- (5) 職員会議、PTA委員会、生徒議会等において報告する。

※(4)において決議できない場合は、(3)に戻り、決議できるまで審議・検討を行う。